

答申第63号

答 申

1 審査会の結論

平成29年1月19日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同年2月1日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

- (1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年1月19日付けで次のとおり開示請求を行った。

市産業スポーツセンター推進室長を務める男性職員（52）が公用車に給油するための伝票を不正に使い、自家用車に公費で給油していた件の、2015年5月～昨年11月、約40回にわたってこの伝票で私有車に各30～40リットルほどを給油した時の伝票の写しとこの職員に関する文書。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

平成28年4月～同年11月の自動車燃料給油伝票

- (3) 実施機関は、本件公文書について、公文書を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年2月1日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

犯罪捜査等（条例第7条第4号）に該当するため

- (4) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

本件においては、条例第7条第4号に該当するとして不開示決定をしているが、「順法意識より身内意識を優先しており」、公金に関する事案であり開示すべきである。

4 実施機関の不開示理由説明

開示請求時、自動車燃料給油伝票は、三重県警察本部の捜査対象とされて

おり、公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある犯罪捜査等情報（条例第7条第4号）に該当するため不開示とした。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件公文書を不開示とした決定が適正であるか否かについて争っていることから、当審査会は、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 本件開示請求時における本件公文書の状況について

本件公文書は、警察当局の要請に基づき、平成29年1月11日に捜査資料として提出しており、返却については正確な日は不明ながら2月中旬に行われているとのことである。実施機関及び参考人の証言内容から、当該日程に不自然な点はなく、本件開示請求が行われた1月19日において、本件公文書が捜査当局による捜査対象とされていたものと認められる。

(2) 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、市はその基本的責務として、公共安全と秩序を維持し、住民の安全を確保する責務を有することから、公にすることにより犯罪の予防、捜査などの公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を、犯罪捜査等情報として不開示情報としたものである。

本件開示請求は、津市職員が公用車給油伝票を私的流用し、自家用車に給油した事件において使用された給油伝票を請求したものであり、本件開示請求時点において、捜査当局により捜査中であることから、実施機関は、条例第7条第4号による公文書不開示決定を行ったものである。

公文書が捜査当局に提出されていることをもって、直ちに条例第7条第4号に該当するものであるとはいえないが、本件公文書は、事件の核心となる証拠書類であることに疑う余地はなく、現に捜査が行われている時点での開示請求であることから、公開することにより公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であると認められ、条例第7条第4号に該当する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	処 理 内 容
---	---	---	---------

平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂